

### 第3号議案 (1)～(3)

#### (1) 福岡県公立高等学校PTA連合会表彰規程訂正(案)

##### 訂正理由及び内容

下記の第2条(3)の規定は、平成11年4月に施行と記載されているが、実際には役員会や総会に提案されず、改正されているため関連の記述を削除するものである。併せて(4)を(3)に訂正する。  
なお、上記改定後現在まで第2条(3)の規定による感謝状贈呈はない。

第1条 この規程は、福岡県公立高等学校PTA連合会及び単位PTAの運営に携わり、その発展と学校教育の振興に貢献した役員又は団体に対し表彰を行う。

第2条 次の各号の一つに該当する者に、感謝状及び記念品を贈呈する。

- (1) 福岡県公立高等学校PTA連合会役員を退任した者。
- (2) 単位PTAの会長として永年勤続し、特に顕著な功績があつて退任した者(2年以上)
- (3) 県高P連事務局職員として5年以上従事し、退任した者

附 則 この規程は、平成2年4月1日から施行する。  
この規程は、平成5年4月1日から施行する。  
この規程は、平成8年4月1日から施行する。  
この規程は、平成9年4月1日から施行する。  
この規程は、平成22年4月1日から施行する。

#### (2) 福岡県公立高等学校PTA連合会旅費規程改正(案)

##### 改正理由

本会の旅費規程は、第5条(1)の規定により、原則はPTA所属校から旅費を計算し、第6条(1)により特例として自宅から計算することとしている。

しかし、役員は職場から会議等に参加する場合もあることから、第6条(1)の特例に職場を追加する改正を行いたい。

##### 改正案

###### 第6条(旅費計算の特例)

- (1) 第5条により計算した旅費に著しく不合理を生じる場合(自宅や職場から用務地までの交通費実費を下回る場合等)には、自宅や職場から用務地迄の実費により算出した旅費とする。

なお、施行は改正案承認後関係学校に旅費調査を行う必要があるため、令和元年7月1日とする。

#### (3) 福岡県公立高等学校PTA連合会旅費規程 運用要項改正(案)

##### 改正理由

役員の会議出席に係る経費負担や時間の軽減と、県内では急行の運行がないため、第1項\*別表の急行料金の欄を改正したい。

##### 改正内容

特別急行料金(自由席)又は急行料金	片道50キロ程度を超える場合	新幹線含む
*なお、二枚切符等の割引がある場合はその料金とする。 また、特急等を利用し、北九州方面から利用する場合は、博多駅まで利用可能とし、博多駅から吉塚駅までの往復料も支給する。		

なお、施行は改正案承認後関係学校に旅費調査を行う必要があるため、令和元年7月1日とする。